

第17期 事業計画（案）

（平成30年9月1日から平成31年8月31日まで）

1 事業の実施方針

これまで事業の柱であった宅老所の運営については、需給環境の変化により徐々に稼働率が下がってきていることから、本年度から始まった障害福祉サービスにおける共生型事業所に転換し、より効果的な事業運営を図る。

長野市におけるその他の事業については、地域包括支援センター等の連携をより深めながら、前期並み以上の業務量の確保を図る。

松本市において開始を予定している重度心身障害児者を対象として事業については、関係事業所等と連携を深めながら、事業基盤の確立を図る。

松本市での取組のノウハウを活かし、長野市においても現宅老所に隣接し、松本市と同様の事業所を開設する。

以上の取組により、法人の事業の方向性を、介護保険から障害福祉サービスに徐々に移行させていく。

2 実施事業の内容

（1）介護保険法による事業

- ・ 訪問介護、訪問入浴、居宅介護支援に対するスタンスは基本的に継続
- ・ 通所介護については、障害福祉サービスの共生型事業と組合せ継続

（2）障害者総合支援法による事業

- ・ 居宅介護、重度訪問介護については、新たに開始する通所事業との連携により、事業量を拡大
- ・ 通所事業については、松本に引き続き、現在の宅老所に隣接し多機能型事業所を開設
- ・ 松本で開始した相談支援事業については、引き続き継続、拡大

（3）訪問看護事業

- ・ 松本で開始した訪問看護事業については、引き続き継続